農地利用最適化交付金事業について

令和３年１１月
農業委員会事務局

Ⅰ　目的

農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図るため、農業委員会の必須事務とされた農地利用の最適化に向けた積極的な活動を推進する。

Ⅱ　農地利用の最適化に向けた活動

１　実質化された人・農地プランに係る活動

実質化された人・農地プランの策定のため又は実質化された人・農地プランを踏まえた農地集積・集約化のために行う以下の活動（ただし、実質化された人・農地プラン（令和２年度においては実質化された人・農地プランを作成するための工程表を含みます。）を事業実施年度の１２月末までに作成・公表している地域における活動に限ります。）

（ア）意向確認調査（農地所有者に対して、農地の農業上の利用の意向当を把握する調査。ただし、農地法（昭和２７年法律第２２９号）第３２条第１項に規定する利用意向調査を除きます。）の実施

（イ）地域協議の場（農地中間管理事業の推進にかんする法律（平成２５年法律第１０１号）第２６号第１項に規定する協議の場をいう。）等への出席、情報提供及びこれらに必要な以下の活動

①　農業者の年齢階層別の就農や後継者の確保の状況等を把握するための地図の作成

②　農地の保有及び利用の状況、農地所有者等の農業上の利用の意向等に係る調査結果の情報提供や議事の円滑な進行等による地域協議の場当の協議の内容の充実に資する取組

③　地域協議の場の設定に必要な関係機関や参加者との事前協議

（ウ）実質化された人・農地プランに位置付けられた将来方針を踏まえて行う以下の活動

①　実質化された人・農地プランに位置付けた担い手や貸付け等の意向が把握された農地に係る農地集積・集約化のための調整活動

②　入作や新規就農等により当該地域において新たに担い手となることが見込まれるものの参入を促進し、農地集積・集約化を進めるための調整活動

③　農地中間管理事業の活用を通じた農地集積・集約化のための調整

２　担い手への農地集積・集約化の推進活動

上記１を除く農地集積・集約化のための農地の出し手及び受け手との調整活動、農地中間管理機構との連携活動、新規参入の促進活動、その他農地利用の最適化に必要な活動

３　遊休農地の発生防止・解消活動

農地の利用状況調査（農地法第３０条第１項に規定する利用状況調査をいいます。）、遊休農地所有者に対する相談活動等

Ⅲ　活動実績に応じた交付金

農地利用最適化交付金事業実施要綱の定めるところにより、Ⅱの農地利用の最適化に向けた活動を行った農業委員会に対し、次の計算方法により、各農業委員及び推進委員の上限額を算出した上で、農業委員会の全委員分を合計したものを農業委員会の上限額として交付する。

〔計算方法〕

区分	各農業委員及び推進委員の上限額の計算方法
ア　農地集積・集約化のための活動（Ⅱの１及び２の活動をいう。以下同じ）の割合が３０％以上の農業委員会であって、Ⅱの１の活動を行った農業委員又は推進委員が含まれる場合	①　Ⅱの１に該当する活動を行った農業委員又は推進委員 　以下により月ごとの上限額を算出した上で、各月の上限額を合計します（ただし、Ⅱの３の活動のみを行った月の上限額は６千円とします。）。 　〔７千円／月･人×Ⅱの１の活動日数÷Ⅱの１及びⅡの２の活動日数〕+〔６千円／月・人×Ⅱの２のみの活動日数÷Ⅱの１及び２の活動日数〕 ②　Ⅱの１に該当する活動を行っていない農業委員又は推進委員 上限額（円） ＝６千円／月・人×Ⅱの２及び３の活動月数
イ　農地集積・集約化のための活動の割合が３０％以上の農業委員会であって、Ⅱの１の活動を行った農業委員又は推進委員が含まれない場合	上限額（円） ＝６千円／月・人×Ⅱの２及び３の活動月数
ウ　農地集積・集約化のための活動の割合が３０％未満の農業委員会	上限額（円） ＝５千円／月・人×Ⅱの２及び３の活動月数

（注）「農地集積・集約化のための活動の割合」は事業実施年度の４月１日から１２月末日までの農業委員会の活動日数に基づき、以下により算出します。
〔Ⅱの１及び２の活動日数の合計（人日〕÷〔Ⅱの１から３までの活動日数の合計（人日〕

事業実施年度の４月１日から１２月末日までの農業委員会の農地集積・集約化のための<u>**活動日数の割合が３０％以上**</u>の農業委員会の場合。

〔各農業委員及び推進委員の上限額〕

６千円/月・人×１２月（毎月活動したとして）＝72,000 円

〔農業委員会の上限額〕

72,000 円×２８人＝2,016 千円

事業実施年度の４月１日から１２月末日までの農業委員会の農地集積・集約化のための<u>**活動日数の割合が３０％未満**</u>の農業委員会の場合。

〔各農業委員及び推進委員の上限額〕

５千円/月・人×１２月（毎月活動したとして）＝60,000 円

〔農業委員会の上限額〕

60,000 円×２８人＝1,680 千円

予算については、農地集積・集約化のための<u>**活動日数の割合が３０％以上**</u>の場合で計算

<u>**予算額：2,016,000 円**</u>----------（ア）

Ⅳ　成果実績に応じた交付金

農地利用最適化交付金事業実施要綱の定めるところにより、Ⅱの農地利用の最適化に向けた活動の実施により、「担い手への農地集積・集約化」及び「遊休農地の発生防止・解消」の成果を上げた農業委員会に対し、次の計算方法により得られる額を交付する。

〔計算方法〕

算定額(円)＝農業委員及び推進委員の人数×14 千円×12 月
×（成果による評価点÷9)

13,589,334 円≒28 人×14 千円×12 月×（(13 点＋13 点）÷9)
→　成果実績に応じた報酬額

予算額：13,589,334 円 --------（イ）

※（ア）＋（イ）＝15,605,334 円（能率給の予算額）

15,605,334 円÷28 人（委員数）≒557,333 円（１人当たりの能率給の上限）

Ⅴ　成果による評価点の求め方

①担い手への農地集積の成果による評価点

a　単年度集積基準面積

平成 26 年 3 月末日時点の農地集積面積を基に、農地利用最適化交付金事業実施要綱の算式により定める。

平成 26 年 3 月末日の農地集積面積	372 ﾍｸﾀｰﾙ
↓	
単 年 度 集 積 基 準 面 積	28 ﾍｸﾀｰﾙ

b　成果による評価点

令和２年度の場合は、令和２年 1 月～12 月の農業委員会の活動による担い手への農地集積面積について、上記枠内の単年度基準面積に対する達成度を評価する。

達成度が 130％以上　→　集積面積 36.4 ﾍｸﾀｰﾙ以上　→　13 点
≀（別表参照）
達成度が 40％未満　→　集積面積 11.2 ﾍｸﾀｰﾙ未満　→　0 点

②遊休農地の発生防止・解消の成果による評価点

a　単年度解消目標面積

平成 27 年度の遊休農地面積を基に、農地利用最適化交付金事業実施要綱の算式により定める。

平成 27 年度の遊休農地面積	82 ﾍｸﾀｰﾙ
↓	
単 年 度 解 消 目 標 面 積	13 ﾍｸﾀｰﾙ

b　成果による評価点

令和２年度の場合は、令和元年の遊休農地面積から令和２年の遊休農地面積を減じて得た面積の 75％について、上記枠内の単年度解消目標面積に対する達成度を評価する。

達成度が 130％以上　→　解消面積 16.9 ﾍｸﾀｰﾙ以上　→　13 点
≀（別表参照）
達成度が 40％未満　→　解消面積 5.2 ﾍｸﾀｰﾙ未満　→　0 点

（別表）

① 担い手への農地集積・集約化

農業委員会の活動による農地集積・集約化面積について、単年度集積基準面積に対する達成度を評価する。

［評価点］

実績	評価点
（ア）達成度が１３０％以上	１３点
（イ）達成度が１２０％以上	１１点
（ウ）達成度が１１０％以上	９点
（エ）達成度が１００％以上	７点
（オ）達成度が９０％以上	６点
（カ）達成度が８０％以上	５点
（キ）達成度が７０％以上	４点
（ク）達成度が６０％以上	３点
（ケ）達成度が５０％以上	２点
（コ）達成度が４０％以上	１点
（サ）（ア）から（コ）までに該当しない農業委員会	０点

② 遊休農地の発生防止・解消

遊休農地の解消面積の 75%について、単年度解消面積に対する達成度を評価する。

［評価点］

実績	評価点
（ア）達成度が１３０％以上	１３点
（イ）達成度が１２０％以上	１１点
（ウ）達成度が１１０％以上	９点
（エ）達成度が１００％以上	７点
（オ）達成度が９０％以上	６点
（カ）達成度が８０％以上	５点
（キ）達成度が７０％以上	４点
（ク）達成度が６０％以上	３点
（ケ）達成度が５０％以上	２点
（コ）達成度が４０％以上	１点